

○三島市犯罪被害者等支援条例

令和4年3月25日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市における犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 市民等 市民、市内に居住し、通勤し、又は通学する者並びに市内で事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が当該犯罪等に関連して被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等に対する被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、二次的被害及び再被害を発生させ、並びに犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策の実施に当たっては、関係機関等との連携に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を与えることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪等により被害を受けた市民又はその遺族に対し、見舞金を支給することができる。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等である市民が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第9条 市は、犯罪被害者等が二次的被害、再被害及び更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護その他必要な施策を講ずるものとする。

(居住の支援)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への短期間の入居その他必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の促進)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について市民等の理解を深めるよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(犯罪被害者等支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。